

令和3年度の年金額改定について お知らせします！

～昨年度から0.1%のマイナス改定です～

令和3年1月22日、総務省から「令和2年平均の全国消費者物価指数」が公表されたことに伴い、令和3年度の年金額は、法律の規定により、令和2年度から0.1%のマイナスで改定されます。

なお、改定時期は4月分が支払われる6月支給期からとなります。

また、再就職等における在職老齢年金の算定基礎となる支給停止調整額については、令和2年度から変更ありません。



1 年金額の改定について

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

このため、令和3年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(▲0.1%)によって改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.1%)は翌年度以降に繰り越されます。

● 令和3年度の参考指標

- (1) 物価変動率 0.0%
- (2) 名目手取り賃金変動率 ▲0.1%
- (3) マクロ経済スライドによるスライド調整率 ▲0.1%



名目手取り賃金変動率	前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均における実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたもの
マクロ経済スライド	現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合、改定率から控除するもの



2

在職老齢年金について

令和3年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額などについては、令和2年度から変更ありません。
 なお、計算方法等の詳細については、『共済だより』1月号をご覧ください。

区 分	令和2年度	令和3年度
60歳台前半(60歳～64歳)の 支給停止調整開始額	28万円	<u>28万円</u>
60歳台前半(60歳～64歳)の 支給停止調整変更額	47万円	<u>47万円</u>
60歳台後半(65歳～69歳)と 70歳以降の支給停止調整開始額	47万円	<u>47万円</u>

**ご注意
ください**

年金受給権者の再就職について

老齢厚生年金・障害厚生年金および共済年金の受給権者が再就職したときは、
 下記届出が必要です。 詳細は『共済だより』10月号をご覧ください。

● 公務員(フルタイム再任用職員を含む)として再就職した場合

「年金受給権者再就職届書(組合員用)」が必要です。

ご提出が遅くなりますと、年金額の過払いとなり、ご返還いただく場合があります。

※引き続き組合員(公務員)となった場合を除きます。

● 公務員(短時間再任用職員)、民間会社や 私立学校共済の教職員等に再就職した場合

届出は不要です。

● 国会議員・地方議会議員に就任した場合

「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る
 老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」が必要です。

